

インボイス制度開始で影響を受ける中小・小規模事業者の皆様へ

インボイス制度

スタート後の実務対応

・インボイス制度をきっかけに免税事業者から課税事業者になった方

・発行事業者登録はしたが実務対応に不安をお持ちの方

といった皆さまへセミナーご参加をお勧めします。

令和５年１１月１６日(木)

１４：００～１６：００

主な講座内容

**１.令和５年度消費税法改正**

**新たな負担軽減措置の実務への影響**

・小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置

　（２割特例）

・一定規模以下の事業者に対する事務負担の軽減措置

　（少額特例）

・少額な変換インボイスの交付義務免除

・登録手続きの見直しと柔軟化

**２．適格請求書発行事業者の登録・義務**

・必要事項が記載されていない請求書等を受領した場合

・免税事業者が登録を行う場合

・インボイス制度における保存書類　他

**３．仕入税額控除の要件**

・保存要件

・帳簿のみの保存で要件を満たす取引　他

**４．インボイス制度・導入後の会計処理の実際**

・会計処理の概要

・個別事例と会計処理及び税務調整　他

**５．税額計算**

・納付すべき消費税額の計算方法

・売上税額や仕入税額の計算方法　他

**６．主な課題と、その対策及び準備**

・消費税額の端数処理

・インボイスの仕分け作業

・免税事業者との交渉　他

１０月よりインボイス制度が開始しました。制度導入後、会計処理や仕入れ税額控除等の実務対応をされているかと存じますが、法改正の部分と現状の実務対応に誤りが無いか不安だと考える方の声も多く聞きます。本セミナーでは、令和５年度消費税法改正点も踏まえながら、今行っている実務対応に誤りがないのか見直しの点も含めて分かりやすく解説します。



〈講師プロフィール〉

　 氏

税理士法人トリプル・ウイン顧問

税理士　行政書士

　駒澤大学大学院経営経済学研究科　卒業後　公認会計士事務所・税理士事務所勤務を経て昭和５６年５月：星晴喜税理士事務所開業、実務経験を積みながらクライアントを増やし、傍ら全国の法人会・経済団体の研修講師としても活躍の場を広げ、現在は“誰もが避けて通れない相続”をメインテーマにコンサルティングや講演活動を精力的に行っている。

◆会場 羽村市産業福祉センター２階 ｉホール

(羽村市緑ヶ丘2-11-1)

◆受講料 無料　(会員・非会員　問わず)

◆定員 ３０名　(先着順)

<お申し込み方法>

　下記申込欄に必要事項をご記入いただき、　ＦＡＸにてお申込みください。

〈主催〉　羽村市商工会

１１/１６（木）開催　『インボイス制度のスタート後の実務対応』　受講申込書

羽村市商工会　行　⇒　**FAX：０４２-５５５-６２１０**　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　（申込日：　　　　　　　　年　　　　　　　月　　　　　　日）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事業所名 |  | ＴＥＬ |  |
| 所在地 |  | Ｍａｉｌ | ＠ |
| 受講者名 | (複数のご参加可能) | | |

※ご記入頂いた情報は本セミナーに関する運営のみに利用し、取扱いにつきましては個人情報保護法に則り、厳重に管理致します。